

木曽川水系連絡導水路事業に係る公開質問状への回答について

令和6年9月12日付の「木曽川水系連絡導水路事業に係る公開質問状」でいただいたご質問の回答は以下のとおりです。

1 ①

- ・木曽川の木曾成戸地点においては、関係行政機関により構成される木曽三川協議会が昭和40年に決定した水資源開発計画において、下流の漁業にも配慮したうえで、新規の利水における取水や上流ダムでの貯留をその流量の超過分の範囲内とする基準流量を50m³/sに設定しており、現在もそれをもとに運用している状況です。このような歴史的経緯により設定されている50m³/sについて検証するために、木曾成戸地点下流における河川環境の保全に関し、ヤマトシジミの生息に関する検討を行った結果、木曾成戸地点流量が概ね50m³/s以上であれば、ヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさないと考えられる塩化物イオン濃度を満足できていることを確認しました。
- ・木曽川水系河川整備基本方針の検討においては、これらも踏まえ、50m³/sを木曾成戸地点での維持流量としたものです。
- ・なお、ヤマトシジミの生息に関する検討においては、これまでの知見に基づく客観的な数値を用いて検討したものであり、引き続き調査を継続し、データの蓄積を図ることとしています。

1 ②

- ・流水の正常な機能の維持のための補給の効果は、既得水利の安定確保や河川環境の改善など、その効用を数値化することが困難な事項に関わるものです。
- ・全体として便益を適切に算定する方法が現時点ではないことから、流水の正常な機能の維持目的の仮想ダムを建設した場合の費用を便益とする代替法（身替わり建設費）を用いて、算出しています。

2

- ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量としてどれだけ必要か、確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。
- ・この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っています。

3

- ・木曽川水系連絡導水路事業は、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）及び新規利水（水道用水：愛知県・名古屋市、工業用水：名古屋市）の供給を目的としており、事業費の負担割合については、その目的に応じて定めています。

4 ①

- ・社会的要因の変化等やダム検証前に把握できた現場条件の変更等に加え、ダム検証前に得られた環境・地質調査及び概略設計等の情報を踏まえ、総事業費及び変更概要図を作成しています。

4 ②

- ・地下水への影響を考慮し、影響が限定的かつ一時的なシールド型 TBM 工法に変更したものです。
- ・社会的要因の変化等やダム検証前に把握できた現場条件の変更等に加え、ダム検証前に得られた環境・地質調査及び概略設計等の情報を踏まえ、算定した結果、1,380 億円増となります。
- ・工期については、建設業の働き方改革の適用及び現場条件等に対する設計・施工計画変更等を踏まえ、工期を点検したところ工事着手から事業完了までに 9 年程度必要となります。

4 ①

別添図をご覧ください。

4 ②

- ・平成 21 年 7 月に公表した環境レポート(案)では、水環境（水質）への影響を比較するため、河口から 56.4km 付近（古津谷川地点）と河口から 55.6km 付近（岩舟川地点）の 2 地点を候補としていますが、決定しているものではありません。

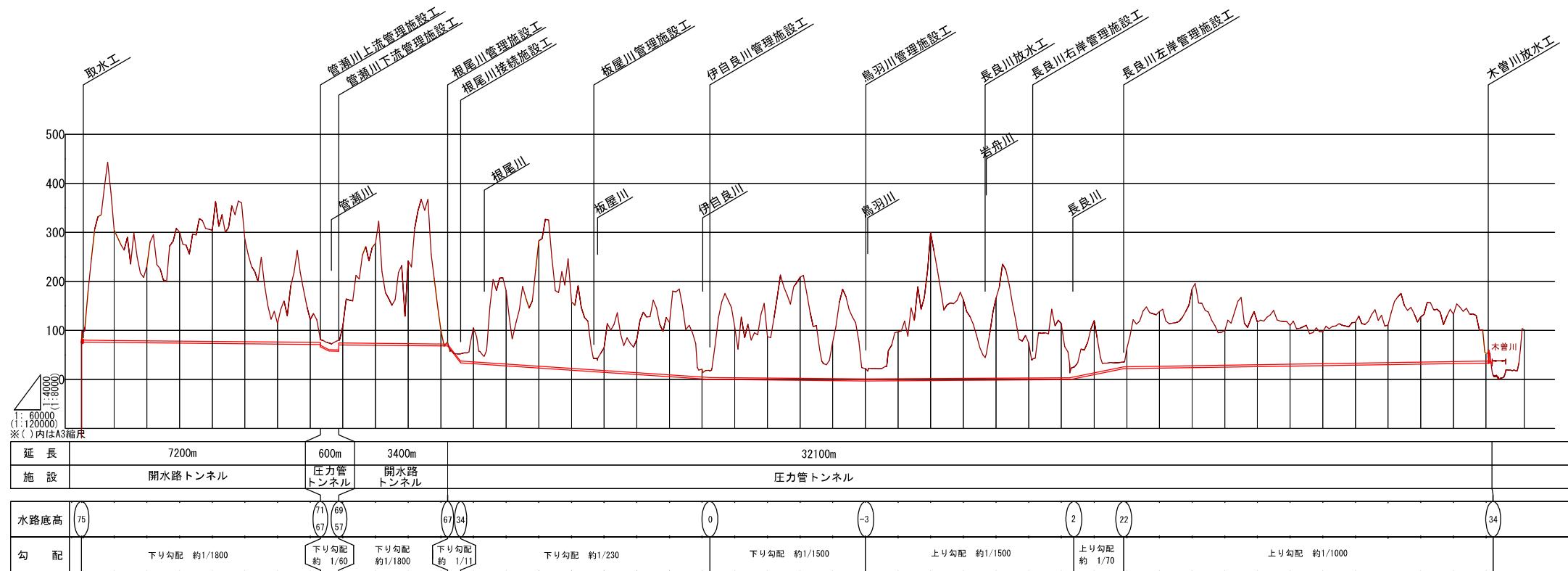
4 ③

- ・管理施設工は地表から掘り下げた円筒の構造物です。導水路の工事中は立坑として、工事後は導水路を管理するために用います。

5

- ・平成 21 年 7 月に公表した環境レポート（案）は更新する予定です。

上流施設縦断計画（案）概要図



※この概要図は、今後の調査・検討により変わることがあります。